

佐倉市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○佐倉市行政手続条例 平成9年3月28日条例第3号</p>	<p>○佐倉市行政手続条例 平成9年3月28日条例第3号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条—第4条）</p>	<p>第1章 総則（第1条—第4条）</p>
<p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p>	<p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p>
<p>第3章 不利益処分</p>	<p>第3章 不利益処分</p>
<p>第1節 通則（第12条—第14条）</p>	<p>第1節 通則（第12条—第14条）</p>
<p>第2節 聴聞（第15条—第26条）</p>	<p>第2節 聴聞（第15条—第26条）</p>
<p>第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p>	<p>第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p>
<p>第4章 行政指導（第30条—第35条）</p>	<p>第4章 行政指導（第30条—第35条）</p>
<p>第4章の2 処分等の求め（第35条の2）</p>	<p>第5章 届出（第36条）</p>
<p>第5章 届出（第36条）</p>	<p>第6章 意見公募手続等（第37条—第45条）</p>
<p>第6章 意見公募手続等（第37条—第45条）</p>	<p>附則</p>
<p>附則</p>	<p>第1条～第2条 （略）</p>
<p>第1条 （略）</p>	<p>（定義）</p>
<p>（定義）</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（1）～（1）の2 （略）</p>
<p>（1）～（1）の2 （略）</p>	<p>（2） 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、次条、第4条及び第35条の2においては、条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p>
<p>（2） 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、次条、第4条及び第35条の2においては、条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p>	<p>（3）～（8） （略）</p>
<p>（3）～（8） （略）</p>	<p>（適用除外）</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p>
<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p>	<p>第3条 次の各号に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p>
<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p>	<p></p>
<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p>	<p></p>
<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p>	<p></p>

改正後	改正前
<p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4条～第32条 (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4条～第32条 (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p>
<p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>	<p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>
<p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p>	
<p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項</p> <p>(2) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p>	
<p>3 行政指導が口頭で行われた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p>	<p>2 行政指導が口頭で行われた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p>
<p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>3 前項の規定は、次の各号に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
<p>第34条 (略)</p> <p>(行政指導の中止等の求め)</p>	<p>第34条 (略)</p>
<p>第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経て行われたものであるときは、この限りでない。</p>	
<p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>当該行政指導の内容</u></p> <p>(3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u></p> <p>(4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認められるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第35条 (略)</p> <p>第4章の2 処分等の求め</p> <p>第35条の2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のために行われるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）が行われていないと思料するときは、当該処分を行う権限を有する行政庁又は当該行政指導を行う権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導を行うことを求めることができる。</p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>法令又は条例等に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導が行われるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を行わなければならない。</u></p>	<p>第35条 (略)</p>

改正後	改正前
第36条～第45条 (略)	第36条～第45条 (略)